

# 令和元年度 安中市立松井田東中学校 部活動活動方針

令和元年5月7日

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定と情報発信

- ① 毎年度当初に部活動の活動方針を検討し、職員会議等で全職員が方針を確認し共有理解・共通行動を行う。
- ② 活動方針については、ホームページでの公表や、PTA総会、学校通信等で地域や保護者に説明し、理解を得られるよう努める。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数、活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する
- ② 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。
- ④ 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者に説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、活動計画又は練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。

### (3) 部活動の設置について

- ① 現在開設されている部活動の存廃については、校内規定等を考慮して対応を行う。但し、今後生徒数の減少や部員数の減少、更には教職員の減少が見込まれるため、適正な部活動数の観点から、必要に応じて部活動の存続について見直しを行う。
- ② 運動部活動について、人数不足で団体での参加ができない場合には、近隣との合同部活動もあり得る。
- ③ 文化部では所属生徒数が極端に少なくなったり、またいなくなった場合には、部活動の統廃合を検討する。
- ④ 本校に部活動の設置がなく、社会体育等で活動を行い、中体連主催の大会への参加を望む生徒がいた場合には、参加を認め、大会要項に沿った引率も行う。

### (4) 地域・他団体との連携等

- ① 運動部、文化部を問わず、地域や他団体との交流の機会を模索し、学校と地域・保護者、他団体が協力して子供を育てるという共通認識を共有し、学校は開かれた活動となるよう環境整備を進める。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養・休息を適切に取る必要があること、また、過度の練習が

スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養・休息を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- ③ 顧問は、部活動指導に当たって、生徒との信頼関係を大切にするとともに、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気作りや心理面での指導の工夫を行う。指導においては、精神的・肉体的に苦痛を与えたり、高圧的な指導を行ったりしない。

## (2) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為も許されない。

校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

## 3 適切な休養日の設定等

### (1) 適切な休養日等の設定

適切な休養・休息を伴わない「行き過ぎた活動」は、生徒にとって、心身に無理が生じる。スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点など生徒の健康の保持・増進について考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにするために、休養日や活動時間等を設定することが重要である。また、教員の負担軽減や長時間労働の解消・多忙化の解消のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。そのため、年間を通して計画的に、適切な休養日等を設定する。

#### ①休養日の設定

- ア 平日は月曜日を休養日とする。休養日は朝練習を含む全ての部活動を行わない。
- イ 土・日曜日のいずれか一日は休養日とする。但し、大会参加や練習試合等によりやむを得ず土・日曜日の両日に部全体の活動として部活動を実施する必要がある場合には、翌金曜日までの間に振替休養日を設ける。土・日曜日のどちらか一日に大会もしくは練習試合を行った場合、他の一日に練習のみの活動は行わない。但し、日曜日に大会が設定されている場合には、土曜日に半日程度の練習を認める。その場合には代替休養日を設ける。
- ウ 土・日曜日を含め三日以上休日が続く場合には、大会以外は二日以上以上の休養日を設定する。大会等でやむを得ず二日以上活動する場合には、代替休養日を設定する。

#### ②長期休業中の休養日の設定

- ア 夏休み等長期休業中は土・日曜日を休養日とする。但し、大会参加や練習試合等によりやむを得ず土・日曜日に活動を行う場合には、平日に休養日を振り替える。顧問は、長期休業の趣旨から、土・日曜日の両日に練習試合を計画しないよう努める。
- イ 長期休業中の活動時間は3時間程度とする。特に夏休みの熱中症等が心配される季節は生徒の健康状態を常に観察し、適宜休憩時間を設定する。休憩時間は活

動時間に含まないものとする。(活動時間には休憩時間や準備・片付けの時間は含まないものとする。)

ウ 学校が閉庁になる期間は、部活動は実施しない。

(令和元年8月13日(火)～16日(金))

(令和元年12月29日(日)～令和2年1月3日(金))

エ 中体連主催の関東大会及び全国大会へ出場するために、やむを得ず土・日曜日に練習を行う必要が生じた場合には、3時間程度の練習を認める。

### ③ 活動時間

ア 活動は、できるだけ短時間になるよう、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動に努め、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。また、学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。(活動時間には休憩時間や準備・片付けの時間は含まないものとする。)

※大会や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

※生徒の安全面を考慮し、練習中の適切な休息や水分補給などに十分配慮し、ケガ・事故の発生リスクを最小限に減らすよう努める。

## (2) 朝練習の実施

- ① 校長及び顧問は、教職員間の共通理解のもと、また生徒と保護者の理解のもと、生徒が目的意識と自発的な意欲をもって自主的に取り組む朝練習は認めるものとする。生徒の参加については希望者とする。
- ② 朝練習については、放課後の活動時間が準備や片付けを除き2時間以上確保されている場合には実施しないこととする。具体的には、授業が5校時まで終了し、完全下校までに実質2時間以上の活動時間がとれるような場合には朝練習は行わない。
- ③ 朝練習の開始は午前7時30分からとする。生徒が朝練習のために、活動時間より10分以上早く登校しないよう全職員で共通理解を図り、指導を徹底する。朝練習の終了は午前8時とする。
- ④ 冬場など、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を考慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝の活動を実施することが考えられる。なお、その場合であっても時間が十分に取れないことを鑑み、激しい運動は避けるとともに生徒の朝練習への参加については強要しない。

## 4 学校単位で参加する大会等の見直し

### (1) 各種大会への参加について

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や保護者、顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

### (2) 中体連やJOCなど公的団体が主催ではない県外大会への参加について

学校として、保護者の経済的な負担や生徒・保護者・顧問の負担について検討を行う。最終的に大会への参加の有無については、管理職・顧問・保護者等で協議を行い決定する。

## 5 その他

- (1) 部活動活動方針については、県全体の動向や他郡市の動向により、必要に応じて改定を行うとともに、学校評議員会議において、部活動の活動方針や活動の様子について説明・報告を行い、各部の活動を評価し、部活動活動方針の改善に役立てていく。